

# 10 障害者雇用報告書 (雇用義務はないが雇用している事業者用)

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況を報告します。

令和 2年 12月 日

鹿児島市長殿

申請者の商号又は名称	
事業の内容	コード→
除外率	
(1) 常用雇用労働者の数	
① 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)	
② 短時間労働者の数	
③ 常用雇用労働者の数(①+②×0.5)	
④ 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	
(2) 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数	
⑤ 重度身体障害者の数	
⑥ 重度身体障害者以外の身体障害者の数	
⑦ 重度身体障害者である短時間労働者の数	
⑧ 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	
⑨ 身体障害者の数 (⑤×2+⑥+⑦+⑧×0.5)	
⑩ 重度知的障害者の数	
⑪ 重度知的障害者以外の知的障害者の数	
⑫ 重度知的障害者である短時間労働者の数	
⑬ 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	
⑭ 知的障害者の数 (⑩×2+⑪+⑫+⑬×0.5)	
⑮ 精神障害者の数	
⑯ 精神障害者である短時間労働者の数	
⑰ ⑯のうち、次のいずれかに該当する者の数(A+I)	
ア平成29年6月2日以降に雇い入れられた者	
イ平成29年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること	
⑱ 精神障害者の数 (⑮+{(⑯-⑰)×0.5}+⑰)	
(3) 計 ⑨+⑭+⑱	
(4) 実雇用率 (3)/④×100	

\* 空欄を記入してA4の用紙で提出してください。

事業の内容のコードは、コード表を見て事業者の主な業種のコードを記入。

(1~37までに該当する業種がない場合は、38を記入。)

\* この報告書は、身体障害者及び知的障害者等の雇用をしている事業者において、法定雇用障害者が1人以上となる規模(45.5人以上)の事業者(障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条及び8条の規定に基づく「障害者雇用状況報告書」の提出が必要)でない事業者において身体障害者及び知的障害者等の雇用をしている場合に提出してください。

\* ⑤、⑥、⑩、⑪、⑮欄には、週の所定労働時間が30時間以上の常用雇用労働者の数を記入すること

\* 短時間労働者・・・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満